

サプライチェーン強化に向けたセキュリティ対策
評価制度（SCS 評価制度）
基本規程

2026 年 8 月 28 日

SCS 評価制度 制度運営機関

目次

第1章	総則.....	5
1.1	本規程の適用.....	5
1.2	本制度の運営と狙い.....	5
1.3	用語定義.....	5
1.3.1	要求事項.....	5
1.3.2	評価基準.....	5
1.3.3	規程.....	5
1.3.4	規則.....	5
1.3.5	基準・ガイド.....	6
1.3.6	手引・手順.....	6
1.3.7	★3 確認責任者.....	6
1.3.8	★3 確認従事者.....	6
1.3.9	★4 評価責任者.....	6
1.3.10	★4 評価従事者.....	6
1.3.11	★4 技術検証責任者.....	6
1.3.12	★4 技術検証従事者.....	6
1.3.13	自己評価.....	6
1.3.14	自己適合宣言.....	6
1.3.15	文書確認.....	6
1.3.16	第三者評価.....	6
1.3.17	実地審査.....	7
1.3.18	技術検証.....	7
1.3.19	脆弱性診断.....	7
1.3.20	指定.....	7
1.3.21	指定機関台帳.....	7
1.3.22	登録.....	7
1.3.23	登録組織台帳.....	7
1.3.24	研修.....	7
1.3.25	SCS セキュリティ専門家登録台帳.....	7
1.3.26	IT 基盤.....	7
1.3.27	IT 基盤等.....	7
1.3.28	サプライチェーン.....	8
1.3.29	サイバーレジリエンス.....	8
1.3.30	クラウドサービス.....	8
1.3.31	受注者.....	8
1.3.32	発注者.....	8
第2章	制度の体系.....	8
2.1	本制度を構成する者.....	8
2.1.1	制度所管省庁.....	8
2.1.2	国 SWG.....	8
2.1.3	制度運営機関.....	8
2.1.4	運営審議委員会.....	8
2.1.5	指定委員会.....	8
2.1.6	評価機関.....	9
2.1.7	技術検証事業者.....	9
2.1.8	研修事業者.....	9
2.1.9	登録希望組織.....	9

2.1.10	登録組織	9
2.1.11	SCS セキュリティ専門家	9
2.2	本制度における規程等	9
2.2.1	基本規程	10
2.2.2	制度運営機関規則	10
2.2.3	運営審議委員会規則	10
2.2.4	指定委員会規則	10
2.2.5	評価機関指定規則	10
2.2.6	技術検証事業者指定規則	10
2.2.7	研修事業者指定規則	10
2.2.8	評価機関指定基準	10
2.2.9	技術検証事業者指定基準	10
2.2.10	研修事業者指定基準	10
2.2.11	研修実施基準	10
2.2.12	★3・★4 要求事項・評価基準	10
2.2.13	★3・★4 自己評価等ガイド	11
2.2.14	★4 第三者評価ガイド	11
2.2.15	★4 技術検証ガイド	11
2.2.16	評価機関指定手順	11
2.2.17	技術検証事業者指定手順	11
2.2.18	研修事業者指定手順	11
2.2.19	★3・★4 登録申請の手引	11
2.2.20	★3・★4 要求事項・評価基準 解説書	11
第3章	登録に係る手続	11
3.1	★3 の登録に係る手続	11
3.1.1	専門家確認付き自己評価	11
3.1.2	有効期間	12
3.1.3	登録の取消し等	12
3.2	★4 の登録に係る手続	12
3.2.1	第三者評価	12
3.2.2	有効期間	12
3.2.3	登録の取消し等	13
第4章	制度を構成する者の権利	13
4.1	登録組織	13
4.2	SCS セキュリティ専門家	13
第5章	制度を構成する者の責任範囲	13
5.1	制度所管省庁	13
5.2	制度運営機関	13
5.3	運営審議委員会	13
5.4	指定委員会	13
5.5	評価機関	13
5.6	技術検証事業者	14
5.7	研修事業者	14
5.8	登録組織	14
5.9	SCS セキュリティ専門家	14
第6章	雑則	14
6.1	秘密保持	14
6.2	禁止事項	14

6.3	不正行為への対処.....	15
6.3.1	登録組織又は SCS セキュリティ専門家による不正行為への対処.....	15
6.3.2	評価機関、技術検証事業者又は研修事業者による不正行為への対処.....	15
6.4	異議申立て、苦情及び紛争の処理.....	15
6.5	支払うべき費用	15
6.6	免責.....	15

第1章 総則

1.1 本規程の適用

本規程は、情報処理の促進に関する法律（昭和 45 年法律第 90 号）第 47 条第 1 項第 5 号に基づき、独立行政法人情報処理推進機構（以下「IPA」という。）が運営するサプライチェーン強化に向けたセキュリティ対策評価制度（以下「本制度」という。）に関して、主に本制度における登録を希望する組織、評価又は技術検証に係る者及び本制度の運営に関係する者すべてが遵守しなければならない基本的事項を定める。

1.2 本制度の運営と狙い

本制度は、「サプライチェーン強化に向けたセキュリティ対策評価制度に関する制度構築方針」（経済産業省・内閣官房国家サイバー統括室、令和 8 年 3 月）に基づき構築した制度であり、IPA が運営する。

本制度では、登録を希望する組織（以下「登録希望組織」という。）が当該組織の適用範囲内の IT 基盤等について、本制度が求める要求事項及び評価基準を満たしていることを確認し、又は評価結果に基づき申請することにより登録される。

本制度では、★3、★4 及び★5 の 3 区分に応じて異なる要件を定め、登録にあたっての確認又は評価は、各区分に応じて、自己適合宣言又は評価機関による評価及び技術検証事業者による技術検証の結果に基づき行う。なお、★5 に係る要求事項、評価基準、手続その他必要な事項は、別途定める。

この登録によって、本制度では、次に掲げる事項を達成することを狙いとする。

- ① 登録結果を参照することで、登録希望組織に発注しようとする者にとって適切なセキュリティ対策がなされていることの確認を容易とすること
- ② 受注者である登録希望組織による登録のための取組により、登録希望組織のセキュリティ対策が適切に実装されることで、その発注者から見た登録希望組織を含めたサプライチェーン・リスクの低減や、ひいては経済・社会全体でのサイバーレジリエンスの強化に資すること

1.3 用語定義

本規程で用いる用語を次の各項に定義する。なお、本制度を構成する者については 2.1 で定義する。

1.3.1 要求事項

本制度において、登録希望組織が登録を受けるための条件として定めるセキュリティ要件をいう。

1.3.2 評価基準

本制度の要求事項について、評価に際し、要求事項を満たしていると判断するための基準をいう。

1.3.3 規程

本制度に係る文書のうち、最上位に位置づけられ、制度に関する基本的事項を定めるものをいう。本規程が該当する。

1.3.4 規則

本制度に係る文書のうち、規程の下に位置付けられ、本制度を構成する者が実施する具体的な事項を定めるものをいう。

1.3.5 基準・ガイド

本制度に係る文書のうち、規則の下に位置付けられ、本制度を構成する者が実施する具体的な事項を定めるものをいう。

1.3.6 手引・手順

本制度に係る文書のうち、規則又は基準・ガイドを補足する文書として、制度を構成する者に対して具体的な手引又は手順を示すものをいう。

1.3.7 ★3 確認責任者

本制度において、★3 の要求事項・評価基準への適合性の確認を行う責任者をいう。その要件については別途定める。

1.3.8 ★3 確認従事者

本制度において、★3 の要求事項・評価基準への適合性の確認を、★3 確認責任者の指導及び監督の下で行う者をいう。その要件については別途定める。

1.3.9 ★4 評価責任者

本制度において、★4 の要求事項・評価基準への適合性の評価を行う責任者として評価機関内に設置される者をいう。要件については「評価機関指定基準」に別途定める。

1.3.10 ★4 評価従事者

本制度において、★4 の要求事項・評価基準への適合性の評価を、★4 評価責任者の指導及び監督の下で行う者をいう。要件については「評価機関指定基準」に別途定める。

1.3.11 ★4 技術検証責任者

本制度において、技術検証を行う責任者として技術検証事業者内に設置される者をいう。要件については「技術検証事業者指定基準」に別途定める。

1.3.12 ★4 技術検証従事者

本制度において、技術検証を★4 技術検証責任者の指導及び監督の下で行う者をいう。要件については「技術検証事業者指定基準」に別途定める。

1.3.13 自己評価

本制度の登録希望組織又は既に登録された組織（以下「登録組織」という。）が、当該組織の適用範囲における IT 基盤等の要求事項・評価基準への適合性について自組織として評価することをいう。

1.3.14 自己適合宣言

登録希望組織又は登録組織が行った自己評価の結果に基づき、当該組織の適用範囲における IT 基盤等が要求事項・評価基準のすべてに適合していることについて、経営層が当該組織の責任において宣言することをいう。

1.3.15 文書確認

本制度の登録希望組織が作成した自己評価の結果に係る文書について、本制度の要求事項・評価基準への適合性を確認又は評価することをいう。

1.3.16 第三者評価

本制度の定めに従って文書確認、実地審査及び技術検証を行い、登録希望組織又は登録組織の適用範囲における IT 基盤等の要求事項・評価基準への適合性について外部の組織が公平・

適正に評価することをいう。

1.3.17 実地審査

登録希望組織へのヒアリングや提出された文書、記録、機器の操作画面等の目視等を実地又は遠隔地において実施することにより要求事項・評価基準への適合性を評価することをいう。

1.3.18 技術検証

登録希望組織が管理する適用範囲内の IT 基盤等である機器、システム等に対して、技術的な手法によって要求事項・評価基準への適合性を評価することをいう。

1.3.19 脆弱性診断

本制度の登録希望組織が保有する機器に対し、脆弱性の有無を診断することをいう。

1.3.20 指定

本制度の制度運営機関が、評価機関、技術検証事業者及び研修事業者になることを希望する者からの申請に基づき審査を行い、適格と認めた者を指定機関台帳に追加することをいう。

1.3.21 指定機関台帳

評価機関、技術検証事業者及び研修事業者として指定された機関を記載する台帳をいう。

1.3.22 登録

本制度の制度運営機関が、本制度の登録希望組織並びに SCS セキュリティ専門家になることを希望する者からの申請に応じて、これらの者を登録組織台帳又は SCS セキュリティ専門家登録台帳に追加することをいう。

1.3.23 登録組織台帳

★3、★4 又は★5 の登録がなされた組織を記載する台帳をいう。

1.3.24 研修

本制度における研修事業者が SCS セキュリティ専門家として登録を求める者等に対して実施する講習等による教育をいう。要件については別途定める。

1.3.25 SCS セキュリティ専門家登録台帳

SCS セキュリティ専門家の登録がなされた者を記載する台帳をいう。

1.3.26 IT 基盤

本制度の適用範囲として対象とする IT 資産であり、想定としては次に掲げるものを含むが、これらに限るものではない。なお、各 IT 資産には、これらに付随し、又はこれらを構成するソフトウェア、ファームウェア、設定情報その他これらに関連するものを含む。

- ① サーバ
- ② エンドポイント機器（パソコン、スマートデバイス等、人が使用するインタフェースを持つ機器をいう。）
- ③ クラウドサービス、親会社等の提供するグループ共通のネットワーク等の他社との間で対策に係る責任を共有するもの
- ④ ファイアウォール、ルータ、VPN 装置等のネットワーク機器（他の組織の内部システムへ接続する際の境界を構成する機器を含む。）

1.3.27 IT 基盤等

本制度の適用範囲として対象となる IT 基盤や、本制度で評価の対象となっているもの全般をいう。

1.3.28 サプライチェーン

設計や構想といった上流工程から、設備、資材供給、生産、流通、販売に至る物又はサービスの供給連鎖をいう。

1.3.29 サイバーレジリエンス

サイバー攻撃その他の情報セキュリティ上の脅威に対し、その影響を低減し、迅速に回復して事業を継続する能力をいう。

1.3.30 クラウドサービス

自組織内で情報機器を保有しない形態の情報サービスであり、主にインターネット上で提供されるものをいう。

1.3.31 受注者

発注者の依頼に基づき業務、サービス、製品等の提供を行う立場であり、かつ、発注者の求めに応じて自組織のセキュリティ対策の実施、★3、★4 又は★5 の登録等の状況を開示する立場にある組織をいう。

1.3.32 発注者

業務、サービス、製品等の提供を第三者に依頼する立場であり、かつ、受注者に対しセキュリティ対策の実施、★3、★4 又は★5 の登録等を確認する立場にある組織をいう。

第2章 制度の体系

2.1 本制度を構成する者

本制度を構成する者を次の各項に定める。

2.1.1 制度所管省庁

本制度において制度所管省庁とは、本制度の方針の提示及び運用状況の監督を行う省庁で、経済産業省及び内閣官房国家サイバー統括室を指す。

2.1.2 国 SWG

本制度において国 SWG とは、経済産業省 産業サイバーセキュリティ研究会の下に設置されるワーキンググループ 1 に設置された「サプライチェーン強化に向けたセキュリティ対策評価制度に関するサブワーキンググループ」を指し、本制度に関わる制度構築方針の変更等について審議及び決定する。

2.1.3 制度運営機関

本制度において制度運営機関とは、本制度に関する運営及び登録に向けた手続の際に参考となる資料の作成及び公開、登録組織の一覧登録及び公開、民間企業等への制度普及促進、海外制度との調整及び連携並びに各種問合せ対応等を行う組織で、IPA とする。

2.1.4 運営審議委員会

本制度において運営審議委員会とは、制度運営機関からの委託に基づき、本制度の規程、規則及びガイド、並びにその他、制度の運営に係る国 SWG への提言について、審議及び決定を行う組織である。委員は IPA が定める委員の委嘱に関する規程に基づき委嘱を受けた者で構成される。

2.1.5 指定委員会

本制度において指定委員会とは、制度運営機関からの委託に基づき、評価機関、技術検証事

業者及び研修事業者の指定及び指定の取消し、並びに本制度の基準及び手順について、審議及び決定を行う組織である。委員は IPA が定める委員の委嘱に関する規程に基づき委嘱を受けた者で構成される。

2.1.6 評価機関

本制度において評価機関とは、制度運営機関からの指定を受けたものであって、★4 を希望する登録希望組織が作成した自己評価の結果を評価するとともに、実地審査及び技術検証を行い、★4 要求事項・評価基準への適合判断結果（適合・不適合）をまとめた評価報告書を作成し、登録希望組織に提供する組織である。なお、技術検証は必要に応じて技術検証事業者に委託することができる。

2.1.7 技術検証事業者

本制度において技術検証事業者とは、制度運営機関からの指定を受けたものであって、★4 登録希望組織に対する技術検証を行い、その結果をまとめた技術検証結果報告書を作成する組織である。

なお、技術検証は、評価機関が自ら行う場合と、評価機関が、他の組織であって技術検証事業者としての指定を受けたものに委託して行う場合のいずれも認めるものとする。

2.1.8 研修事業者

本制度において研修事業者とは、制度運営機関からの指定を受けたものであって、★3 確認責任者、★3 確認従事者、★4 評価責任者及び★4 評価従事者となるために受講が必要な研修を実施し、本制度に関する知見の習得や SCS セキュリティ専門家としての業務を行うに当たっての業務手順や注意事項の理解等を促す組織である

2.1.9 登録希望組織

本制度において登録希望組織とは、★3、★4 又は★5 の登録を受けることを目的として、要求事項・評価基準に基づく対策を実施するとともに、当該要求事項・評価基準の全てを満たしていることについて、★3 においては★3 確認責任者による確認を、★4 においては評価機関による第三者評価を受けた上で、登録申請を行う組織である。

2.1.10 登録組織

本制度において登録組織とは、制度運営機関により登録組織台帳への登録及び公開がなされている組織である。

2.1.11 SCS セキュリティ専門家

本制度において SCS セキュリティ専門家とは、セキュリティに係る力量を一定以上有しており、それを継続的に維持していると認められる資格を有する者であって、研修事業者が提供する研修を受講し、制度運営機関に登録している者である。その要件については別途定める。SCS セキュリティ専門家は、本制度において次に掲げる役割を担うことができる。

- ① ★3 登録希望組織が作成した自己評価の結果の妥当性を★3 確認責任者として確認し、必要に応じて評価結果の修正を含む助言を行うとともに、当該確認及び助言を行った旨を署名により示すこと。
- ② ★4 登録希望組織が作成した自己評価の結果を★4 評価責任者として評価すること。

2.2 本制度における規程等

本制度を定める文書は次の各項のとおりである。本制度における規程等は、法令の改正又は情報セキュリティの動向に応じて改定するものとする。

2.2.1 基本規程

本制度全般に関わる基本的事項を定めた文書であり、本制度を構成するすべての者が対象者となる。本文書は、一般に公開するものとする。

2.2.2 制度運営機関規則

制度運営機関の組織構造、運営方針、要員の責務、業務等に係る事項を定めた文書であり、制度運営機関が主な対象者となる。本文書は、一般に公開するものとする。

2.2.3 運営審議委員会規則

運営審議委員会の趣旨・目的、構成、運営手順、審議事項、所管省庁による監督等に係る事項を定めた文書であり、運営審議委員会が主な対象者となる。本文書は、一般に公開するものとする。

2.2.4 指定委員会規則

指定委員会の趣旨・目的、構成、運営手順、責務、業務等に係る事項を定めた文書であり、指定委員会が主な対象者となる。本文書は、一般に公開するものとする。

2.2.5 評価機関指定規則

評価機関としての指定対象や、申請及び指定手続に係る事項を定めた文書であり、評価機関が主な対象者となる。本文書は、一般に公開するものとする。

2.2.6 技術検証事業者指定規則

技術検証事業者としての指定対象や、申請及び指定手続に係る事項を定めた文書であり、技術検証事業者が主な対象者となる。本文書は、一般に公開するものとする。

2.2.7 研修事業者指定規則

研修事業者としての指定対象や、申請及び指定手続に係る事項を定めた文書であり、研修事業者が主な対象者となる。本文書は、一般に公開するものとする。

2.2.8 評価機関指定基準

評価機関としての指定に際し、満たさなければならない要件を定めた文書であり、評価機関が主な対象者となる。本文書は、一般に公開するものとする。

2.2.9 技術検証事業者指定基準

技術検証事業者としての指定に際し、満たさなければならない要件を定めた文書であり、技術検証事業者が主な対象者となる。本文書は、一般に公開するものとする。

2.2.10 研修事業者指定基準

研修事業者としての指定に際し、満たさなければならない要件を定めた文書であり、研修事業者が主な対象者となる。本文書は、一般に公開するものとする。

2.2.11 研修実施基準

研修事業者が実施する研修の仕様を定めた文書であり、研修事業者が主な対象者となる。本文書は、一般に公開するものとする。

2.2.12 ★3・★4 要求事項・評価基準

登録希望組織等が★3・★4の登録に向けて達成すべきセキュリティ対策の目標及び要求事項の実施状況を確認するための評価観点を定めた文書であり、登録希望組織、SCS セキュリティ専門家及び評価機関が主な対象者となる。本文書は、一般に公開するものとする。

2.2.13 ★3・★4 自己評価等ガイド

自己評価において、要求事項・評価基準への適合・不適合の判断を適正に行えるよう、判断基準を定めた文書であり、登録希望組織及び SCS セキュリティ専門家が主な対象者となる。本文書は、一般に公開するものとする。

2.2.14 ★4 第三者評価ガイド

第三者評価において、要求事項・評価基準への適合・不適合の判断を公平・適正に行えるよう、評価手続や判断基準を定めた文書であり、評価機関が主な対象者となる。本文書は、一般に公開するものとする。

2.2.15 ★4 技術検証ガイド

技術検証として実施される脆弱性診断の概要を説明し、診断での実施項目を定めた文書であり、登録希望組織、評価機関及び技術検証事業者が主な対象者となる。本文書は、一般に公開するものとする。

2.2.16 評価機関指定手順

評価機関の指定及び監督を行うための手順・方法を定めた文書であり、指定委員会及び制度運営機関が主な対象者となる。本文書は、一般に公開するものとする。

2.2.17 技術検証事業者指定手順

技術検証事業者の指定及び監督を行うための手順・方法を定めた文書であり、指定委員会及び制度運営機関が主な対象者となる。本文書は、一般に公開するものとする。

2.2.18 研修事業者指定手順

研修事業者の指定及び監督を行うための手順・方法を定めた文書であり、指定委員会及び制度運営機関が主な対象者となる。本文書は、一般に公開するものとする。

2.2.19 ★3・★4 登録申請の手引

登録に関する基本的要件や登録までのフロー等について定めた文書であり、登録希望組織が主な対象者となる。本文書は、一般に公開するものとする。

2.2.20 ★3・★4 要求事項・評価基準 解説書

要求事項・評価基準の記載内容に関する補足説明、セキュリティ専門用語の解説、参照が推奨される参考資料等について定めた文書であり、登録希望組織及び SCS セキュリティ専門家が主な対象者となる。本文書は、一般に公開するものとする。

第3章 登録に係る手続

3.1 ★3 の登録に係る手続

3.1.1 専門家確認付き自己評価

★3 は、★3 確認責任者による確認を経た登録希望組織による自己評価（専門家確認付き自己評価）を求めるスキームとし、次の各号の手続で登録する。

- ① 登録希望組織は、★3 要求事項・評価基準に基づき自己評価を行う。必要に応じて社内外の★3 確認責任者からの支援を受けることができる。
- ② 社内外の★3 確認責任者は、登録希望組織が実施した自己評価の内容の妥当性を確認するとともに、当該確認を行った旨を署名により示す。
- ③ 登録希望組織は、自己適合宣言を行う。

- ④ 登録希望組織は、制度運営機関に対し、★3 の登録を申請する。
- ⑤ 制度運営機関は、申請内容に不備を認めないときは、登録組織台帳に登録し、遅滞なく公表する。

3.1.2 有効期間

★3 の有効期間は、登録完了の旨を通知した日から起算して 1 年間とし、有効期限はその翌年同日までとする。登録の更新を受けようとする登録組織は、登録内容の変更の有無にかかわらず、有効期間の満了日前に、要求事項の遵守状況について、★3 確認責任者の確認・助言を受けた上で、自己評価の更新版を制度運営機関へ提出しなければならない。制度運営機関は、自己評価の更新版の提出が有効期間の満了日前に行われている場合には、当該更新申請に係る審査が完了するまでの間、引き続き登録の効力を有するものとして取り扱うものとする。

3.1.3 登録の取消し等

通報等により、登録組織において虚偽申請、情報隠蔽等の不正行為が確認された場合等においては、制度運営機関は、事実確認を行い、必要に応じて弁明の機会を付与した上で、登録の取消しを行うことができる。なお、通報や異議申立て等の窓口は制度運営機関に設置し、通報等の受領を契機に事実確認のための調査を実施するものとする。

3.2 ★4 の登録に係る手続

3.2.1 第三者評価

★4 は、第三者評価の実施を求めるスキームとし、次の各号の手続で登録する。

- ① 登録希望組織は、★4 要求事項・評価基準に基づき自己評価を行う。必要に応じて社内外の SCS セキュリティ専門家からの支援を得ることも可能とする。
- ② 登録希望組織は、自己適合宣言を行う。
- ③ 登録希望組織は、評価機関に対し、自己適合宣言を含む自己評価の結果を提出するとともに、第三者評価を依頼する。
- ④ 評価機関は、第三者評価を行う。
- ⑤ 評価機関は、要求事項・評価基準への適合状況について判断を行い、その結果（適合・不適合）を評価報告書として登録希望組織に提供する。
- ⑥ 評価機関による評価の結果、適合と認められたときは、登録希望組織は、制度運営機関に★4 の登録を申請する。
- ⑦ 制度運営機関は、申請内容に問題が認められないときは、登録組織台帳に登録し、遅滞なく公開する。

3.2.2 有効期間

★4 の有効期間は、登録完了の旨を通知した日から起算して 3 年間とし、有効期限はその 3 年後の同日までとする。登録組織は、有効期間中は 1 年ごとに自己評価を実施し、その結果を評価機関へ提出しなければならない。なお、有効期間中に実施する自己評価において、前回登録時に設定した適用範囲の変更又は要求事項・評価基準の達成に顕著な影響を及ぼす変更がある場合は、再度評価機関の評価を受けた上で、当該評価の結果を制度運営機関に提出しなければならない。

登録の更新を受けようとする登録組織は、3 年ごとに第三者評価を受け、有効期間の満了日前に、その結果を添えて制度運営機関へ更新申請をしなければならない。

制度運営機関は、当該提出が有効期間の満了日前に行われている場合には、当該更新申請に係る審査が完了するまでの間、引き続き登録の効力を有するものとして取り扱うものとする。

3.2.3 登録の取消し等

3.1.3 と同じ。

第4章 制度を構成する者の権利

4.1 登録組織

制度運営機関が定める条件に従い、自らを本制度の登録組織として表明し、ロゴマークを使用することができる。

4.2 SCS セキュリティ専門家

SCS セキュリティ専門家は、自身が★3 確認責任者や★4 評価責任者として行った業務及び確認又は評価結果を理由として、不当な差別的扱いを受けない権利を有する。

第5章 制度を構成する者の責任範囲

5.1 制度所管省庁

制度の運用にあたり、円滑な制度運営が行われるよう、関係府省庁等との調整及び情報提供等を行う責務を有する。また、制度運営機関の業務が適切に実施されるよう、業務実施に資する監督を行う責務を有する。

5.2 制度運営機関

制度運用にあたり、制度構築方針に定められた基本的な枠組みに沿うよう、制度運営を行う責務を有する。詳細については「制度運営機関規則」を別途定める。

5.3 運営審議委員会

本制度の規程、規則及び基準・ガイドの審議及び決定、その他制度の運営に係る国 SWG への提言について、制度運営機関からの委託に基づき審議及び決定を行う責務を有する。詳細については「運営審議委員会規則」を別途定める。

5.4 指定委員会

研修事業者、評価機関及び技術検証事業者の指定及び指定の取消しについて、制度運営機関からの委託に基づき審議及び決定を行う責務を有する。詳細については「指定委員会規則」を別途定める。

5.5 評価機関

★4 の登録希望組織が作成した自己評価の結果を評価するとともに、実地審査及び技術検証を行い、結果をまとめた評価報告書を作成する責務を有する。また、制度運営機関の求めに応じて、必要な協力を行う責務を有する。詳細については「評価機関指定規則」を別途定める。

5.6 技術検証事業者

評価機関からの委託に基づき、★4 登録希望組織に対する技術検証を行い、結果をまとめた技術検証結果報告書を作成する責務を有する。また、制度運営機関の求めに応じて、必要な協力を行う責務を有する。詳細については「技術検証事業者指定規則」を別途定める。

5.7 研修事業者

SCS セキュリティ専門家として登録を求める者等に対する研修を実施し、本制度に関する知見の習得や★3 における確認及び★4 における第三者評価の業務を行うに当たっての注意事項の理解等を促す責務を有する。また、制度運営機関の求めに応じて、必要な協力を行う責務を有する。詳細については「研修事業者指定規則」を別途定める。

5.8 登録組織

本制度における規程等に基づく登録の申請において宣言した内容を誠実に履行する責務を有する。また、制度運営機関の求めに応じて、必要な協力を行う責務を有する。

5.9 SCS セキュリティ専門家

★3 について、登録希望組織による自己評価の結果を★3 確認責任者として確認する際は、全ての要求事項・評価基準を満たしていることを確認したうえで、確認結果に虚偽等が含まれない点について最大限の注意を払う責務を有する。★4 について、第三者評価の評価責任者等として従事する場合は、本制度の狙いを阻害することのないように、確認又は評価に当たっては、利益相反を回避し、事実に基づき誠実に業務を遂行する責務を有する。

第6章 雑則

6.1 秘密保持

★3 における確認、★4 における第三者評価及び★4 における技術検証に係る者並びに制度運営機関、運営審議委員会及び指定委員会を構成する者は、本制度に関連して知り得た、非公知の情報その他相手方又は制度運営機関が秘密として取り扱う旨を明示した情報（以下「秘密情報」という。）を、本制度の目的の範囲内でのみ取り扱い、正当な権限を有しない者に開示し、又は漏えいしてはならない。また、秘密情報を本制度の目的外に使用し、複製し、又は不適切に保管してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報については、この限りでない。

- ① 受領時に既に公知であった情報
 - ② 受領後に受領者の責めによらず公知となった情報
 - ③ 受領時に既に適法に保有していた情報
 - ④ 正当な権限を有する第三者から適法に取得した情報
 - ⑤ 法令、裁判所の命令又は行政機関の要請により開示が必要となる情報
- 秘密保持義務は、当該者の本制度への関与が終了した後も継続する。

6.2 禁止事項

制度運営機関を構成する者は、次に掲げる事項を行ってはならない。

- ① 本制度の規定に基づく活動に対する対価以外の利益であって、評価又は登録の結果に影響を及ぼすものを得ること。
- ② 評価又は登録の対象となる IT 基盤の運用を行うこと。

- ③ 登録希望組織又は登録組織に対する登録又は登録の更新に向けての個別の支援（本制度に関する一般的な情報の提供を除く。）を行うこと。

6.3 不正行為への対処

6.3.1 登録組織又は SCS セキュリティ専門家による不正行為への対処

制度運営機関は、登録組織が行った自己評価又は SCS セキュリティ専門家が★3 確認責任者として行った確認若しくは★4 評価責任者として行った第三者評価に関する業務において、不正行為が疑われる事象が発見された場合、調査を行い、弁明の機会を付与した上で、必要に応じて改善の指示を行う。改善の効果が認められない場合は、登録を取り消すことができる。

6.3.2 評価機関、技術検証事業者又は研修事業者による不正行為への対処

制度運営機関は、評価機関、技術検証事業者又は研修事業者について不正行為が疑われる事象が発見された場合、調査を行い、弁明の機会を付与した上で、必要に応じて改善の指示を行う。改善の効果が認められない場合は、指定委員会の審議及び決定に基づき、指定を取り消すことができる。

6.4 異議申立て、苦情及び紛争の処理

制度運営機関は、本制度に対する異議申立て、苦情及び紛争を、「制度運営機関規則」に定める手順に従って処理する。

評価機関は、評価に対する異議申立て、苦情及び紛争の処理に関する手続及び手順を整備しなければならない。

6.5 支払うべき費用

- ① 登録希望組織は、制度運営機関に対し、登録の申請に要する申請料及び登録に要する登録料を支払わなければならない。詳細については別途定める。
- ② 評価機関、技術検証事業者及び研修事業者は、制度運営機関に対し、指定の申請に要する申請料及び指定に要する指定料を支払わなければならない。詳細については別途定める。
- ③ 登録希望組織が外部の★3 確認責任者及び評価機関に対して支払うべき費用は、当該外部の★3 確認責任者及び評価機関との契約により定まる。

6.6 免責

本制度は、登録組織並びに評価機関、技術検証事業者及び研修事業者のセキュリティ対策又は各業務に係る運用について、有効性又は適法性を保証するものではなく、登録組織のセキュリティインシデントや評価機関、技術検証事業者及び研修事業者の不正行為等により、取引先等の関係者に生じる損害や精神的苦痛に関して、制度運営機関を構成する者は一切責任を負わない。

附則（2026 年 8 月 28 日）

- ① 本規程は、2026 年 8 月 28 日から施行する。

改定履歴

日付	改定内容
2026 年 8 月 28 日	施行